

## ■敷地内禁煙の実施について（2020年4月1日～）

2018年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が成立したことを受けて、利用者に受動喫煙を生じさせない環境整備のため、敷地内全面禁煙の実施が求められています。

つきましては、当館でも子どもたちを含む多数の方が利用する社会教育施設であることを踏まえ、2020年4月1日より敷地内全面禁煙を実施いたしますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

- ・敷地内での喫煙は一切できません。
- ・駐車場も敷地内に該当します。
- ・電子たばこ及び加熱式たばこも対象です。